

10月の献血

期日	時間	場所
3(水)	9:00~12:00	㈱トーエネック 高山営業所 (匠ヶ丘町)
	13:30~16:00	平和メディック㈱ (上岡本町8)
25(木)	9:00~12:00	飛騨総合庁舎 (上岡本町7)
26(金)	9:00~11:30	飛騨信用組合 事務センター (石浦町7)
	13:00~16:00	久美愛厚生病院 (中切町)

ご利用ください 市税の休日納付窓口

問合せ | 税務課
☎35-3504

仕事などの都合により、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の平日納付が困難な方を対象に、休日納付窓口を開設します。

当日は、納付に関する相談もお受けしますので、この機会にぜひご利用ください。

期日 10月14日(日)

時間 午前9時~午後4時

場所 税務課 (市役所2階・花岡町2)

高山赤十字病院「市民公開講座」 がんになったら緩和ケア

問合せ | 高山赤十字病院
☎32-1111 (内線3380)

それぞれの専門スタッフが、緩和ケアの基礎や治療の内容、在宅サービスなど、役立つ緩和ケアの情報を紹介します。

期日 10月27日(土)

時間 午後1時~2時30分(30分前に開場)

場所 高山赤十字病院 (天満町3)

※事前申込不要、直接ご来場ください。

岐阜県不動産鑑定士協会 市民公開講座

申込 | (公社)岐阜県不動産鑑定士協会
問合せ | ☎058-274-7181

「リニア新時代と岐阜県のまちづくりを考える」をテーマに、講演やパネルディスカッションが開かれます。

期日 11月8日(木)

時間 午後1時20分~4時40分

(午後1時開場)

場所 グランヴェール岐山 (岐阜市)

※入場無料ですが、事前申込みが必要

市長室へようこそ

問合せ | 秘書課
☎35-3130

●市民と市長の面談日 **10月17日(水)**
※事前にご予約ください
午前8時30分~正午

また、始業前の時間も市役所の市長室を「市民と市長の対話の場」として開放しています。お気軽にお越しください。

●開放時間 / 午前7時すぎから8時30分まで

※出張や特別な行事がある場合を除きます(月~金曜日)

※市ホームページで市長の週間スケジュールをお知らせしています

市長室直通FAXもご利用ください ● FAX32-7000



多重債務 無料相談会

返しきれない借金の支払いに困っている、利息を払い過ぎていないかもしれないという方、悩む前にご相談ください。

期日 10月13日(土) 時間 午後1時~4時

場所 県民生活相談センター(岐阜市藪田南5・ふれあい福祉会館内)

相談方法 ①面接相談: 10月12日(金)までに電話予約

②電話相談: 予約不要、当日時間内にTEL

※弁護士や司法書士などが相談に応じます

申込・問合せ

県民生活相談センター
☎058-277-1003

障がい者就労相談

申込 | 福祉課
問合せ | ☎35-3139

市地域自立支援協議会では、障がいのある方の就労に関する相談を受け付けています。「働きたいけど、どうしたらいいかわからない」「働きたいけど自信がない」などの相談に、就労支援事業者などが応じますので、気軽にご利用ください。

なお、相談は障がいの種別は問いません(予約の方が優先になります)。

日時 10月16日(火) 午後1時~3時30分

場所 市役所 (花岡町2)

なんでも無料でんわ相談

申込 | 飛騨勤労者サポートセンター
問合せ | ☎57-8002

飛騨地域勤労者福祉サポート事業として相談室を開設しています。生活や金融、保障などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

参加資格 飛騨地域にお勤めまたはお住まいの勤労者

期日 毎週月曜~金曜(ただし祝祭日と年末年始は除く)

時間 午前9時~正午、午後1時~5時

全国地域安全運動

期間 ● 10月11日(水)~20日(土)

運動の重点

- ・自動車関連犯罪の防止
- ・住宅を対象とした侵入犯罪の防止
- ・子ども・女性および高齢者の犯罪被害防止

知的障がい者 相談員による相談会

申込 | 福祉課
問合せ | ☎35-3139

知的障がい者やその家族を対象として、知的障がい者相談員が家庭における養育、生活などに関する相談に応じます。

なお、予約が必要です(予約は随時、福祉課で受け付けています)。

日時 10月26日(金) 午後1時~3時

場所 市役所 (花岡町2)

障がい者に対する虐待防止

問合せ | 福祉課
☎35-3139

10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

障がい者に対する虐待防止のご相談(虐待の疑いも)など、お気軽にお問い合わせください。

事業主のみなさんへ

~障がい者の法定雇用率が引き上げられます~
全ての事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。
この雇用率が平成25年4月から次のとおり変わります。

- ①民間企業の法定雇用率が現行1.8%から2.0%になります
- ②障がい者雇用が義務付けられる事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上になります(対象事業主は毎年6月1日時点の障がい者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません)。

問合せ | ハローワーク高山 ☎32-5126